

<p>設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備や商店街の空き店舗等を活用した託児施設等の場の整備を推進することが必要である。</p> <p>(ウ) 子育て世帯への情報提供</p> <p>「子育てバリアフリー」マップの作成・配布や、各種のバリアフリー施設の整備状況等、子育て世帯へのバリアフリー情報の提供を推進することが望ましい。</p> <p>オ 安全・安心まちづくりの推進等</p> <p>子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、<u>次の犯罪等の防止に配慮した環境設計を行うことが必要である。</u></p>	<p>設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備や商店街の空き店舗等を活用した託児施設等の場の整備を推進することが必要である。</p> <p>(ウ) 子育て世帯への情報提供</p> <p>「子育てバリアフリー」マップの作成・配布や、各種のバリアフリー施設の整備状況等、子育て世帯へのバリアフリー情報の提供を推進することが望ましい。</p> <p>オ 安全・安心まちづくりの推進等</p> <p>子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、<u>次の犯罪等の防止に配慮した環境設計を行うことが必要である。</u></p> <p>(ア) <u>通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の防犯設備の整備の推進</u></p> <p>(イ) <u>道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆便所並びに共同住宅の構造・設備の改善、防犯設備の整備の推進及びこれららの必要性に関する広報啓発活動の実施</u></p> <p>また、侵入による犯罪の防止を図るため、関係機関・団体と連携して、防犯性能の高いドア、窓、シャッター等の建物部品や優良防犯機器の普及促進を図ることが必要である。</p>
<p>また、侵入による犯罪の防止を図るため、関係機関・団体と連携して、防犯性能の高いドア、窓、シャッター等の建物部品や優良防犯機器の普及促進を図ることが必要である。</p>	<p>(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進</p> <p>ア <u>仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し等</u></p>

<p>男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めることが必要である。また、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の働きやすい環境を阻害する職場における慣行その他の諸要因を解消することが必要である。このため、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等について、国、都道府県、関係団体等と連携を図りながら、地域住民に身近な市町村においても積極的に推進することが必要である。</p>	<p>仕事と生活の調和の実現については、憲章及び行動指針において、労使を始め国民が積極的に取り組むことや、国や地方公共団体が支援することなどにより、社会全体の運動として広げていく必要があるとされている。</p> <p>このため、地域の実情に応じ、自らの創意工夫のもとに、次のような施策を進めることが望ましい。この際、都道府県、地域の企業、労働者団体、次世代育成支援対策推進センター、都道府県労働局、子育て支援活動を行う民間団体等と相互に密接に連携、協力し合いながら、地域の実情に応じた取組を進めることが必要である。</p> <p>(ア) <u>仕事と生活の調和の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を促進するための広報・啓発</u></p> <p>(イ) <u>次世代育成支援対策推進法等の関係法制度及び一般事業主行動計画に関する労働者、事業主、地域住民への広報・啓発</u></p> <p>(ウ) <u>仕事と生活の調和や次世代育成支援対策に取り組む企業や民間団体の好事例の情報の収集提供等</u></p> <p>(エ) <u>研修やコンサルタント・アドバイザーの派遣</u></p> <p>(オ) <u>認定マーク（くるみん）の周知、表彰制度等仕事と生活の調和を実現している企業を社会的に評価することを促進</u></p> <p>イ <u>仕事と子育ての両立のための基盤整備</u> <u>保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実、ファミ</u></p>
<p>男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めることが必要である。また、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の働きやすい環境を阻害する職場における慣行その他の諸要因を解消することが必要である。このため、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等について、国、都道府県、関係団体等と連携を図りながら、地域住民に身近な市町村においても積極的に推進することが必要である。</p>	<p>イ <u>仕事と子育ての両立の推進</u> <u>保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実、ファミ</u></p>

<p>リー・サポート・センターの設置促進等を図るとともに、仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等について、国、都道府県、関係団体等と連携を図りながら、地域住民に身近な市町村においても積極的に推進することが必要である。</p> <p>(6) 子ども等の安全の確保</p> <p>ア 子ども等の交通安全を確保するための活動の推進</p> <p>子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校、児童館、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要である。</p> <p>(ア) 交通安全教育の推進</p> <p>子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を交通安全教育指針(平成十年国家公安委員会告示第十五号)に基づき段階的かつ体系的に行うとともに、地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、交通安全教育に当たる職員の指導力の向上及び地域における民間の指導者を育成することが必要である。</p> <p>(イ) チャイルドシートの正しい使用の徹底</p> <p>チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を積極的に展開するとともに、正しい使用を指導する指導員を養成することにより、幼児の保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図るほか、チャイルドシートの再</p>	<p>リー・サポート・センターの設置促進等多様な働き方に対応した子育て支援を展開する。</p> <p>(6) 子ども等の安全の確保</p> <p>ア 子ども等の交通安全を確保するための活動の推進</p> <p>子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校、児童館、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要である。</p> <p>(ア) 交通安全教育の推進</p> <p>子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を交通安全教育指針(平成十年国家公安委員会告示第十五号)に基づき段階的かつ体系的に行うとともに、地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、交通安全教育に当たる職員の指導力の向上及び地域における民間の指導者を育成することが必要である。</p> <p>(イ) チャイルドシートの正しい使用の徹底</p> <p>チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を積極的に展開するとともに、正しい使用を指導する指導員を養成することにより、幼児の保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図るほか、チャイルド</p>
---	---

<p>利用活動を積極的に実施・拡充することにより、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めることが必要である。</p> <p>イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 子どもを犯罪等の被害から守るため、次の施策を講ずることが必要である。</p> <p>(ア) 住民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供を推進</p> <p>(イ) 子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を実施</p> <p>(ウ) 学校付近や通学路等において PTA 等の学校関係者や防犯ボランティア、少年警察ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動を推進</p> <p>(エ) 子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講</p>	<p>シートの貸出制度等を積極的に実施・拡充することにより、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めることが必要である。</p> <p>(ウ) <u>自転車の安全利用の推進</u></p> <p><u>児童・幼児の自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用を推進するとともに、現在、幼児 2 人同乗用自転車の開発に向けた取組が行われていることを踏まえ、少子化対策や子育て支援の観点から同自転車の普及が促進されるよう、貸出制度、助成制度等の導入や安全利用に係る情報提供等について検討する必要がある。</u></p> <p>イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 子どもを犯罪等の被害から守るため、次の施策を講ずることが必要である。</p> <p>(ア) 住民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供を推進</p> <p>(イ) 子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を実施</p> <p>(ウ) 学校付近や通学路等において PTA 等の学校関係者や防犯ボランティア、少年警察ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動等の安全対策を推進するとともに、学校と警察の橋渡し役としてのスクールサポーター制度導入を推進</p> <p>(エ) 子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講</p>
--	---

<p>習の実施</p> <p>(オ) <u>子どもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所である「子どもー〇番の家」等の防犯ボランティア活動の支援</u></p> <p>ウ 被害に遭った子どもの保護の推進</p> <p>犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施することが必要である。</p> <p>(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進</p> <p>ア 児童虐待防止対策の充実</p> <p>(ア) <u>関係機関との連携等</u></p> <p><u>児童虐待による深刻な被害や死亡事例が生じることにはあってはならないとの認識の下、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、相互に情報を共有することが必要である。特に、「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)は、児童虐待の発生予防から保護・支援に至るまですべての段階で有効であり、NPO法人、ボランティア等民間団体の参加を得るとともに、単なる情報交換の場にとどまらず、個別のケースの解決につながるような取組が期待されていることから、その設置に努めなければならない。</u></p> <p>また、同ネットワークが有効に機能するために、その運営</p>	<p>習の実施</p> <p>(オ) <u>子どもの安全確保のために活動する防犯ボランティア等への支援</u></p> <p>ウ 被害に遭った子どもの保護の推進</p> <p>犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施することが必要である。</p> <p>(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進</p> <p>ア 児童虐待防止対策の充実</p> <p>(ア) <u>関係機関との連携等</u></p> <p><u>児童虐待による深刻な被害や死亡事例が生じることにはあってはならないとの認識の下、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、相互に情報を共有することが必要である。特に、「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)は、児童虐待の発生予防から保護・支援に至るまですべての段階で有効であり、NPO法人、ボランティア等民間団体の参加を得るとともに、単なる情報交換の場にとどまらず、個別のケースの解決につながるような取組が期待されていることから、その設置に努めなければならない。</u></p> <p>また、同ネットワークが有効に機能するために、その運営</p>
<p>習の実施</p> <p>(オ) <u>子どもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所である「子どもー〇番の家」等の防犯ボランティア活動の支援</u></p> <p>ウ 被害に遭った子どもの保護の推進</p> <p>犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施することが必要である。</p> <p>(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進</p> <p>ア 児童虐待防止対策の充実</p> <p><u>虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講ずるとともに、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制の構築が不可欠である。</u></p> <p><u>特に住民に最も身近な市町村における虐待防止ネットワークは、予防から自立支援に至るまですべての段階で有効であり、関係行政機関のみならず、NPO やボランティア団体等も含めた幅広い参加と、単なる情報連絡の場にとどまらず、個々のケースの解決につながるような取組が期待されていることから、積極的な設置を働きかけることが必要である。</u></p> <p><u>具体的には、①発生予防として、日常的な育児相談機能の強</u></p>	<p>習の実施</p> <p>(オ) <u>子どもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所である「子どもー〇番の家」等の防犯ボランティア活動の支援</u></p> <p>ウ 被害に遭った子どもの保護の推進</p> <p>犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施することが必要である。</p> <p>(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進</p> <p>ア 児童虐待防止対策の充実</p> <p><u>虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講ずるとともに、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制の構築が不可欠である。</u></p> <p><u>特に住民に最も身近な市町村における虐待防止ネットワークは、予防から自立支援に至るまですべての段階で有効であり、関係行政機関のみならず、NPO やボランティア団体等も含めた幅広い参加と、単なる情報連絡の場にとどまらず、個々のケースの解決につながるような取組が期待されていることから、積極的な設置を働きかけることが必要である。</u></p> <p><u>具体的には、①発生予防として、日常的な育児相談機能の強</u></p>

化や、養育者が精神的にも肉体的にも最も支援を必要とする出産後間もない時期を中心とした母子保健事業や日常診療等の強化、グループワーク等による養育者の孤立を防ぐための専門的な支援サービスメニューの充実、②虐待の早期発見・早期対応として、児童虐待に着目した福祉事務所(家庭児童相談室)及び市町村保健センターにおける取組の充実や主任児童委員、児童委員等の積極的な活用、③保護、支援等として、虐待の進行防止、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化を旨とした在宅支援の充実等を図ることが必要である。

また、母親の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するための相談体制の整備等、総合的な親と子の心の健康づくり対策を推進することが必要である。

の中核となる要保護児童対策調整機関に専門性を有する職員を配置するなどの機能強化を図ることも必要である。

なお、当該調整機関の職員をはじめとする関係者の資質向上のため、都道府県等が実施する講習会等に参加することも必要である。

さらに、市町村は、出頭要求、立入調査又は一時保護の実施が適当と判断した場合は、都道府県知事又は児童相談所長に通知することや、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、都道府県の行う検証作業に参加・協力すること等を通じ、都道府県と連携した取組を進める必要がある。

(イ) 発生予防、早期発見・早期対応等

児童虐待の発生を予防するため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関、医療関係団体との連携、乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)等を通じて、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする家庭については、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげる必要がある。

また、このような適切な支援や虐待の早期発見・早期対応を行うためには、市町村において児童福祉担当部局と母子保健担当部局が緊密な連携を図るとともに、医療機関と市町村の間で、効果的な情報提供・共有がなされるための連携体制

の構築を図る必要がある。

さらには、虐待の早期発見等のため、主任児童委員・児童委員等を積極的に活用することも必要である。

イ 母子家庭等の自立支援の推進

母子家庭等が増加している中で、母子家庭等の児童の健全な育成を図るためには、母子及び寡婦福祉法等の規定を踏まえて、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策について、地域の母子家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施していくことが必要である。

具体的には、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業及び保育所の入所並びに放課後児童クラブの利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、市及び福祉事務所を設置する町村においては、国の基本方針に則して、母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定する等により母子家庭等就業・自立支援事業や母子家庭自立支援給付金事業等を総合的・計画的に進め、母子家庭等に対する支援を充実させるとともに、就業支援の実施にあたっては、公共職業安定所等と十分に連携し、効果的な実施に努めることが必要である。

また、母子家庭の母の就業を促進するため、民間事業者に対する協力の要請や母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮等、必

イ 母子家庭等の自立支援の推進

離婚の増加等により母子家庭等が急増している中で、母子家庭等の児童の健全な育成を図るためには、母子及び寡婦福祉法や母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法(平成十五年法律第百二十六号)の規定を踏まえて、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策について、地域の母子家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施していくことが必要である。

具体的には、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業及び保育所の入所に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、市及び福祉事務所を設置する町村においては、国の基本方針に則して、母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定する等により、母子家庭等に対する支援を充実させることが必要である。

また、母子家庭の母の就業を促進するため、民間事業者に対する協力の要請や母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮等、必要な施策を講ずるよう努めることも重要である。

要な施策を講ずるよう努めることも重要である。

さらに、住民に身近な地方公共団体として、母子家庭等に対する相談体制の充実や施策・取組についての情報提供を行うことが必要である。

ウ 障害児施策の充実

障害の原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進することが必要である。

また、障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進するとともに、児童デイサービス事業を通じて保護者に対する育児相談を推進すること等家族への支援も併せて行うことが必要である。

さらに、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)等発達障害を含む障害のある児童生徒については、障害の状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加をすすめるために必要な力を培うため、教員の資質向上を図りつつ、一人一人のニーズに応じた適切な教育的支援を行うことが必要である。

また、発達障害者支援センターにおける相談を紹介することが必要である。特に発達障害については、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知も必要であり、

さらに、住民に身近な地方公共団体として、母子家庭等に対する相談体制の充実や施策・取組についての情報提供を行うことが必要である。

ウ 障害児施策の充実

障害の原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進することが必要である。

また、障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進するとともに、障害児通園(デイサービス)事業を通じて保護者に対する育児相談を推進すること等家族への支援も併せて行うことが必要である。

さらに、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等教育及び療育に特別のニーズのある子どもについて、教員の資質向上を図りつつ、適切な教育的支援を行うことが必要である。

<p>さらに家族が適切な育児を行えるよう支援を行うことも必要である。</p> <p>保育所においては、保育に欠ける障害児の受入れを推進するとともに、放課後児童健全育成事業においても同様に障害児の受入を推進する。</p> <p>受入に当たっては、各関係機関との連携を図ることが必要である。</p>	<p>また、保育所や放課後児童健全育成事業における障害児の受入れを推進するとともに、各種の子育て支援事業との連携を図ることが必要である。</p>
<p>2 都道府県行動計画</p> <p>都道府県は、次に掲げる都道府県が実施する施策と併せて、各市町村の計画的な施策の実施を支援するための措置を含めて、子どもと子育て家庭への支援に関連する施策及び事業を都道府県行動計画に体系的に盛り込むことが必要である。</p>	<p>2 都道府県行動計画</p> <p>都道府県は、次に掲げる都道府県が実施する施策と併せて、各市町村の計画的な施策の実施を支援するための措置を含めて、子どもと子育て家庭への支援に関連する施策及び事業を都道府県行動計画に体系的に盛り込むことが必要である。</p>
<p>都道府県行動計画に盛り込むべき事項としては、法第九条第一項において、①地域における子育ての支援、②保護を要する子どもの養育環境の整備、③母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、④子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、⑤子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、⑥職業生活と家庭生活との両立の推進、⑦その他の次世代育成支援対策の実施が掲げられており、こうした施策の領域を踏まえ、計画策定に当たるとする。</p> <p>計画の策定に当たっては、次に掲げる次世代育成支援対策として重要な施策を踏まえつつ、各都道府県の実情に応じた施策をその内容に盛り込むことが必要である。</p> <p>また、各施策の目標設定に当たっては、市町村行動計画も踏まえて、</p>	<p>都道府県行動計画に盛り込むべき事項としては、法第九条第一項において、①地域における子育ての支援、②母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、④子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、⑤職業生活と家庭生活との両立の推進、⑥その他の次世代育成支援対策の実施が掲げられており、こうした施策の領域を踏まえ、計画策定に当たるとする。</p> <p>計画の策定に当たっては、次に掲げる次世代育成支援対策として重要な施策を踏まえつつ、各都道府県の実情に応じた施策をその内容に盛り込むことが必要である。</p> <p>また、各施策の目標設定に当たっては、市町村行動計画も踏まえて、</p>

<p>可能な限り定量的に示す等具体的な目標を設定することが必要である。</p> <p>(1) 地域における子育ての支援</p> <p>ア 地域における子育て支援サービスの充実</p> <p>子育て支援に関するシンポジウムやセミナーの開催等により、地域全体で子育ての在り方を考えるための気運づくりや、子育て支援や児童の健全育成に資するための子どもの視点に立った人材の確保・養成及び質の向上に努めることが必要である。</p> <p>また、特定の市町村において、単独では実施することが困難なサービスがある場合には、広域的な観点から、市町村間の調整を行うことが望ましい。</p> <p>イ 保育サービスの充実</p> <p>子どもの健やかな育成と子どもを預ける保護者の安心の確保の観点から、<u>保育所保育指針等を踏まえた保育の質の向上、保育士の専門性の向上と質の高い人材の安定的確保などに努めることが必要である。</u>なお、<u>質の向上に当たっては、保育所職員の研修体制の充実、地域の関係機関との積極的な連携・協力などの施策を盛り込んだアクションプログラムを策定し、都道府県行動計画にもその内容を反映させることが期待される。</u></p> <p>また、<u>認定こども園の設置促進など地域や職場の実情に応じた取組を推進していくことが必要である。</u></p> <p>さらに、<u>区域内に待機児童が多い市町村を有する都道府県においては、市町村と連携を図りつつ、都道府県保育計画等に基づき保育所受入児童数の計画的な拡充を図り、待機児童の解消に努め</u></p>	<p>可能な限り定量的に示す等具体的な目標を設定することが必要である。</p> <p>(1) 地域における子育ての支援</p> <p>ア 地域における子育て支援サービスの充実</p> <p>子育て支援に関するシンポジウムやセミナーの開催等により、地域全体で子育ての在り方を考えるための気運づくりや、子育て支援や児童の健全育成に資するための子どもの視点に立った人材の確保・養成及び質の向上に努めることが必要である。</p> <p>また、特定の市町村において、単独では実施することが困難なサービスがある場合には、広域的な観点から、市町村間の調整を行うことが望ましい。</p> <p>イ 保育サービスの充実</p> <p>より質の高い<u>保育サービスの提供や多様なニーズに合わせた保育サービスの提供を図る観点から、人材の確保や養成に努めることが必要である。</u></p> <p>また、<u>区域内に待機児童が多い市町村を有する都道府県においては、市町村と連携を図りつつ、都道府県保育計画等に基づき保育所受入児童数の計画的な拡充を図り、待機児童の解消に努めることが</u></p>
---	--

<p>必要である。</p> <p>ウ 子育て支援のネットワークづくり</p> <p>子育て支援サービスの質の向上等を図る観点から、子育て支援サービスの都道府県の区域におけるネットワークの形成を促進するとともに、子育て支援サービス等に関する市町村やNP0等の先進的な取組事例を収集し、情報提供する等の支援を行うことが望ましい。</p> <p>エ 児童の健全育成</p> <p>児童の健全育成の拠点施設である児童館が、子育て家庭の自由な交流の場や地域における中学生・高校生の活動拠点として、また青少年の健全育成の拠点施設である青少年教育施設が、地域における青少年の活動拠点としての役割を果たすことができるよう、計画的な施設の整備、体系的な研修や人材の養成、効果的な広報活動及び関係機関等との連携・協力体制の構築を図ることが必要である。</p> <p>また、性の逸脱行動の問題点等について、教育・啓発を推進する必要がある。さらに、少年非行等の問題を抱える児童の立ち直り支援、保護者の子育て支援並びに引きこもり及び不登校への対応においては、児童相談所、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対応することが必要であり、児童相談所、学校、保健司、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対応することが必要であり、地域ぐるみの支援ネットワークの整備や個別的問題に対して関係機関による専門チームを編成し、対応するための参加・協力体制を整備することが望ましい。</p>	<p>ることが必要である。</p> <p>ウ 子育て支援のネットワークづくり</p> <p>子育て支援サービスの質の向上等を図る観点から、子育て支援サービスの都道府県の区域におけるネットワークの形成を促進するとともに、子育て支援サービス等に関する市町村やNP0等の先進的な取組事例を収集し、情報提供する等の支援を行うことが望ましい。</p> <p>エ 児童の健全育成</p> <p>児童の健全育成の拠点施設である児童館が、子育て家庭の自由な交流の場や地域における中学生・高校生の活動拠点として、また青少年の健全育成の拠点施設である青少年教育施設が、地域における青少年の活動拠点としての役割を果たすことができるよう、計画的な施設の整備、体系的な研修や人材の養成、効果的な広報活動及び関係機関等との連携・協力体制の構築を図ることが必要である。</p> <p>また、性の逸脱行動の問題点等について、教育・啓発を推進する必要がある。さらに、<u>いじめ問題への対応</u>や少年非行等の問題を抱える児童の立ち直り支援、保護者の子育て支援並びに引きこもり及び不登校への対応においては、児童相談所、学校、保健司、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対応することが必要であり、地域ぐるみの支援ネットワークの整備や個別的問題に対して関係機関による専門チームを編成し、対応するための参加・協力体制を整備することが望ましい。</p>
--	--

<p>(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進</p> <p>母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進を図る観点から、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図りつつ、母子保健施策等の充実を図られる必要がある。</p> <p>また、計画の策定に当たっては、二十一世紀における母子保健の国民運動計画である「健やか親子二十一」の趣旨を十分踏まえたものとする 것이望ましい。</p> <p>さらに、保健所等道府県において子育て支援の拠点となるべき基盤が適切に整備され、母子保健事業の推進に必要な保健師、管理栄養士等の人材が確保されることが必要である。</p> <p>ア 子どもや母親の健康の確保</p> <p>安心して子どもを生き、健やかに育てることができる環境づくりの一環として、救急医療を必要とする未熟児及び妊産婦に対応するため、周産期医療ネットワークの整備を図る等周産期医療体制の整備を進めることが必要である。</p> <p>また、様々な機会を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故の予防のための啓発等の取組を進めることが望ましい。</p> <p>さらに、妊娠及び出産の経過に満足することが良い子育てにつながることから、安全かつ快適であるとともに主体的な選択が可能であるなど、母親の視点からみて満足できる「いいお産」の適切な普及を図ることが重要であり、医療機関等に対する積極的な情報の提供等を行うことが望ましい。</p> <p>また、出産を望みながらも精神的又は経済的な負担に悩む妊婦に</p>	<p>(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進</p> <p>母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進を図る観点から、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図りつつ、母子保健施策等の充実を図られる必要がある。</p> <p>また、計画の策定に当たっては、二十一世紀における母子保健の国民運動計画である「健やか親子二十一」の趣旨を十分踏まえたものとする 것이望ましい。</p> <p>さらに、保健所等道府県において子育て支援の拠点となるべき基盤が適切に整備され、母子保健事業の推進に必要な保健師、管理栄養士等の人材が確保されることが必要である。</p> <p>ア 子どもや母親の健康の確保</p> <p>安心して子どもを生き、健やかに育てることができる環境づくりの一環として、救急医療を必要とする未熟児及び妊産婦に対応するため、周産期医療ネットワークの整備を図る等周産期医療体制の整備を進めることが必要である。</p> <p>また、様々な機会を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故の予防のための啓発等の取組を進めることが望ましい。</p> <p>さらに、妊娠及び出産の経過に満足することが良い子育てにつながることから、安全かつ快適であるとともに主体的な選択が可能であるなど、母親の視点からみて満足できる「いいお産」の適切な普及を図ることが重要であり、医療機関等に対する積極的な情報の提供等を行うことが望ましい。</p> <p>また、出産を望みながらも精神的又は経済的な負担に悩む妊婦に</p>
--	--

<p>対しては、市町村と連携を図りつつ、相談等の支援の充実を図ることが望ましい。</p> <p>イ 「食育」の推進</p> <p>乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るとともに、母性の健康の確保を図るため、「食育」について地域社会全体で推進する必要があることから、保健分野や教育分野を始めて様々な分野が連携しつつ、専門的・広域的観点からの情報収集及び調査研究を進め、効果的な情報提供の体制を整備するとともに、食に関する関係機関等のネットワークづくりを進める必要がある。</p> <p>ウ 思春期保健対策の充実</p> <p>性に関する健全な意識のかん養を図るため、専門的・広域的観点からの情報収集及び調査研究を進め、効果的な情報提供の体制の整備を図るとともに、性に関する関係機関等のネットワークづくりを進める必要がある。</p> <p>また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成及び地域における相談体制の充実等を進める必要がある。</p> <p>エ 小児医療の充実</p> <p>子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう小児医療の充実を図ること、特に、休日・夜間における小</p>	<p>対しては、市町村と連携を図りつつ、相談等の支援の充実を図ることが望ましい。</p> <p>イ 「食育」の推進</p> <p>「食事バランスガイド」等の食生活上の指針等を参考とした乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るとともに、母性の健康の確保を図るため、「食育」について地域社会全体で推進する必要があることから、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、専門的・広域的観点からの情報収集及び調査研究を進め、効果的な情報提供の体制を整備するとともに、食に関する関係機関等のネットワークづくりを進める必要がある。</p> <p>ウ 思春期保健対策の充実</p> <p>性に関する健全な意識のかん養を図るため、専門的・広域的観点からの情報収集及び調査研究を進め、効果的な情報提供の体制の整備を図るとともに、性に関する関係機関等のネットワークづくりを進める必要がある。</p> <p>また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成及び地域における相談体制の充実等を進める必要がある。</p> <p>エ 小児医療の充実</p> <p>子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう小児医療の充実を図ること、特に、休日・夜間における小</p>
<p>対しては、市町村と連携を図りつつ、相談等の支援の充実を図ることが望ましい。</p> <p>イ 「食育」の推進</p> <p>「食事バランスガイド」等の食生活上の指針等を参考とした乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るとともに、母性の健康の確保を図るため、「食育」について地域社会全体で推進する必要があることから、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、専門的・広域的観点からの情報収集及び調査研究を進め、効果的な情報提供の体制を整備するとともに、食に関する関係機関等のネットワークづくりを進める必要がある。</p> <p>ウ 思春期保健対策の充実</p> <p>性に関する健全な意識のかん養を図るため、専門的・広域的観点からの情報収集及び調査研究を進め、効果的な情報提供の体制の整備を図るとともに、性に関する関係機関等のネットワークづくりを進める必要がある。</p> <p>また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成及び地域における相談体制の充実等を進める必要がある。</p> <p>エ 小児医療の充実</p> <p>子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう小児医療の充実を図ること、特に、休日・夜間における小</p>	<p>対しては、市町村と連携を図りつつ、相談等の支援の充実を図ることが望ましい。</p> <p>イ 「食育」の推進</p> <p>「食事バランスガイド」等の食生活上の指針等を参考とした乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るとともに、母性の健康の確保を図るため、「食育」について地域社会全体で推進する必要があることから、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、専門的・広域的観点からの情報収集及び調査研究を進め、効果的な情報提供の体制を整備するとともに、食に関する関係機関等のネットワークづくりを進める必要がある。</p> <p>ウ 思春期保健対策の充実</p> <p>性に関する健全な意識のかん養を図るため、専門的・広域的観点からの情報収集及び調査研究を進め、効果的な情報提供の体制の整備を図るとともに、性に関する関係機関等のネットワークづくりを進める必要がある。</p> <p>また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成及び地域における相談体制の充実等を進める必要がある。</p> <p>エ 小児医療の充実</p> <p>子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう小児医療の充実を図ること、特に、休日・夜間における小</p>

<p>見救急患者を受け入れる小児救急医療体制の整備を推進すること が必要である。</p> <p>オ 小児慢性特定疾患治療研究事業の推進 治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となる小児慢性特定疾患について、小児慢性特定疾患治療研究事業を着実に実施することが必要である。</p> <p>カ 不妊治療対策の充実 子どもを持ちたいのに子どもができない場合に不妊治療を受け るケースが多くなっていることを踏まえ、不妊に関する医学的な相談や不妊による心の悩みの相談等を行う不妊専門相談センターの整備を図るとともに、医療保険が適用されず、高額な医療費がかか る配偶者間の不妊治療への経済的支援を行うことが望ましい。</p> <p>(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備</p> <p>ア 次代の親の育成 男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの 意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効 果的な取組を推進することが必要である。 また、家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う男女が、その 希望を実現することができるようにするため、地域社会の環境整 備を進めることが必要である。 特に、若年者が自立して家庭を持てるようにするため、若年者、 特に不安定就労若年者(フリーター)等に対し、意識啓発や職業訓 練等を積極的にを行うことにより、若年者の能力開発を推進し、適</p>	<p>見救急患者を受け入れる小児救急医療体制の整備を推進すること が必要である。</p> <p>オ 小児慢性特定疾患治療研究事業の推進 治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となる小児慢性特定疾患について、小児慢性特定疾患治療研究事業を着実に実施することが必要である。</p> <p>カ 不妊治療対策の充実 子どもを持ちたいのに子どもができない場合に不妊治療を受け るケースが多くなっていることを踏まえ、不妊に関する医学的な相談や不妊による心の悩みの相談等を行う不妊専門相談センターの整備を図るとともに、医療保険が適用されず、高額な医療費がかか る配偶者間の不妊治療への経済的支援を行うことが望ましい。</p> <p>(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備</p> <p>ア 次代の親の育成 男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの 意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効 果的な取組を推進することが必要である。 また、家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う男女が、その 希望を実現することができるようにするため、地域社会の環境整 備を進めることが必要である。 特に、若年者が自立して家庭を持てるようにするため、若年者、 特に不安定就労若年者(フリーター)等に対し、意識啓発や職業訓 練等を積極的にを行うことにより、若年者の能力開発を推進し、適</p>
---	---

<p>職選択による安定就労及びキャリア形成を支援することが必要である。</p> <p>イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、次のような取組により、学校の教育環境等の整備に努めることが必要である。</p> <p>(ア) 確かな学力の向上</p> <p>子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、知識・技能はもとより、<u>学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けさせることが重要</u>であることから、子ども、学校及び地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人一人に応じたきめ細かな指導の充実や外部人材の協力による学校の活性化等の取組を推進することが望ましい。</p>	<p>職選択による安定就労及びキャリア形成を支援することが必要である。</p> <p>イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、次のような取組により、学校の教育環境等の整備に努めることが必要である。</p> <p>(ア) 確かな学力の向上</p> <p>子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、知識・技能の確実な修得と思考力、判断力、表現力等の育成が重要であることから、子ども、学校及び地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人一人に応じたきめ細かな指導の充実や外部人材の協力による学校の活性化等の取組を推進することが望ましい。</p>
<p>また、高等学校においては、<u>多様化する生徒の実情を踏まえつつ、高校生の学習成果を多面的・客観的に評価する取組を進めるとともに、その結果を高等学校の指導改善等に活用することなどを通じた教育の質の保証と向上を促すことが必要である。</u></p> <p>(イ) 豊かな心の育成</p> <p>豊かな心をはぐくむため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子ども心に響く道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力により、<u>農山漁村における長期宿泊体</u></p>	<p>また、高等学校においては、<u>多様化する生徒の実情を踏まえつつ、高校生の学習成果を多面的・客観的に評価する取組を進めるとともに、その結果を高等学校の指導改善等に活用することなどを通じた教育の質の保証と向上を促すことが必要である。</u></p> <p>(イ) 豊かな心の育成</p> <p>豊かな心をはぐくむため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子ども心に響く道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力による<u>多様な体験活動を推進する等の</u></p>

<p>取組の充実が必要である。また、いじめ、少年非行等の問題行動や不登校、家庭及び関係機関との間のネットワークづくり等も必要である。</p> <p>(ウ) 健やかな体の育成</p> <p>子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善等を進め、体育の授業を充実させるとともに、子どもが自主的に様々なスポーツに親しむことができる運動部活動についても、外部指導者の活用や地域との連携の推進等により改善し、また充実させる等、学校におけるスポーツ環境の充実を図ることが必要である。また、子どもに生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育を推進することが必要である。</p> <p>(エ) 信頼される学校づくり</p> <p><u>学校評議員制度</u>の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図ることや、地域の実情に応じた学区の弾力化、総合学科、単位制高校や中高一貫教育校等特色ある学校づくり等の取組を進めることが必要である。</p>	<p>験活動をはじめとした多様な体験活動を推進する等の取組の充実が必要である。また、いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関との間のネットワークづくり等も必要である。</p> <p>(ウ) 健やかな体の育成</p> <p>子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善等を進め、体育の授業を充実させるとともに、子どもが自主的に様々なスポーツに親しむことができる運動部活動についても、外部指導者の活用や地域との連携の推進等により改善し、また充実させる等、学校におけるスポーツ環境の充実を図ることが必要である。また、子どもに生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育を推進することが必要である。</p> <p>(エ) 信頼される学校づくり</p> <p><u>学校運営協議会制度</u>（いわゆるコミュニティ・スクール）の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図ることや、地域の実情に応じた学区の弾力化、総合学科、単位制高校や中高一貫教育校等特色ある学校づくり等の取組を進めることが必要である。</p>
---	--

<p>また、指導力不足教員に対して厳格に対応するとともに、教員一人一人の能力や実績等を適正に評価し、それを配置、処遇、研修等に適切に結び付けることも重要である。</p> <p>さらに、子どもにも安全で豊かな学校環境を提供するために、学校施設の整備を適切に行っていくことも必要である。</p> <p>あわせて、学校においては、児童生徒が安心して教育を受けられることができるよう、各学校が、家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、安全管理に関する取組を継続的に行う必要がある。</p> <p>(オ) 幼児教育の充実</p> <p>幼児教育の充実のため、幼児教育関係者の専門的研究協議の推進を図るとともに、幼児教育についての情報提供を進め、幼児期の成長の様子や大人の関わり方について保護者や地域住民等の理解を深めることが必要である。</p> <p>また、幼稚園における教育から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、人事交流、免許の併有等、幼稚園と小学校との連携を図る体制を構築することが必要である。</p> <p>さらに、これらを含め、各地域の実情を考慮した、幼稚園の教育活動及び教育環境の充実、幼稚園における子育て支援の充実、幼稚園や保育所と小学校との連携の推進等幼児教育の振興に関する政策プログラムを策定することも必要である。</p> <p>ウ 家庭や地域の教育力の向上</p>	<p>また、指導が不適切な教員に対する人事管理を公正かつ適切に行うとともに、教員一人一人の能力や実績等を適正に評価し、それを配置、処遇、研修等に適切に結び付けることも重要である。</p> <p>さらに、子どもにも安全で豊かな学校環境を提供するために、学校施設の整備を適切に行っていくことも必要である。</p> <p>あわせて、学校においては、児童生徒が安心して教育を受けられることができるよう、各学校が、家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、地域全体で子どもの安全を見守る環境を整備する必要がある。</p> <p>(オ) 幼児教育の充実</p> <p>生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性にかんがみ、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育全体の質の向上に取り組みとともに、子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ることが必要である。</p> <p>また、幼児教育の充実のため、各地域の実情を考慮した幼児教育の振興に関する政策プログラムを策定することも必要である。</p> <p>ウ 家庭や地域の教育力の向上</p>
--	--

子どもを地域社会全体で育てる観点から、学校、家庭及び地域の連携の下に家庭や地域における教育力を総合的に高めることが必要である。

(ア) 家庭教育への支援の充実

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心等を育成する上で重要な役割を果たすものである。

育児不安や児童虐待の背景として、近年の都市化、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等に伴う家庭教育力の低下が指摘されていることを踏まえ、公民館等の社会教育施設を始め、乳幼児健診や就学時健診等の多くの親が集まるあらゆる機会を活用し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行うことが必要である。

また、子育て経験者等の「子育てサポーター」や子育ての当事者である親等により構成される子育て支援ネットワークの運営を行う人材の養成・配置等による、子育て中の親が家庭教育に関して気軽に相談できる体制の整備や子育てサークル活動への支援等、地域において子育てを支援するネットワークの形成を図ることが必要である。

(イ) 地域の教育力の向上

子どもが、自分で課題を見つけ、自ら学び主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力や、他人を思いやる心や感

学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上を目指すことが必要である。

(ア) 家庭教育への支援の充実

都市化、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等により、家庭の教育力の低下が指摘され、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっている。

教育の原点である家庭の教育力を高めるため、それぞれの家庭が置かれている状況やニーズを踏まえ、かつ、家庭教育の自主性を尊重しつつ、身近な地域において、子育てに関する学習機会や情報の提供、相談や専門的人材の養成などの家庭教育に関する総合的な取組を関係機関が連携して行うことが必要である。また、その成果を広く共有し、きめ細かな家庭教育支援が実施される必要がある。

さらに、早寝早起きや朝食を摂るなどの、子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成するための環境を整えることが必要である。

(イ) 地域の教育力の向上

子どもが、自分で課題を見つけ、自ら学び主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力や、他人を思いやる心や感

動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を、学校、家庭及び地域が相互に連携しつつ社会全体ではぐくんできくことが必要である。

このため、地域住民や関係機関等の協力によって、森林等の豊かな自然環境等の地域の教育資源を活用した子どもの多様な体験活動の機会^{の充実}、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、広域スポーツセンターの整備、スポーツ指導者の育成等子どもの多様なスポーツニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図ること等により、地域の教育力を向上させることが必要である。

また、地域における子育てに関連した様々な活動に学校の教職員が自主的に参加するよう働きかけることも望ましい。

エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
街中の一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等が販売されていることに加え、テレビ、インターネット等のメディア上の性、暴力等の有害情報については、子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業界に対する自主的措置を働きかけることが必要である。

動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を、学校、家庭及び地域が相互に連携しつつ社会全体ではぐくんできくことが必要である。

このため、地域住民や関係機関等の協力によって、学校と地域のパートナーシップの下に地域で学校を支える体制づくりの推進、森林等の豊かな自然環境等、地域の資源を活用した農林漁業体験や自然体験などの多様な体験活動の機会^{の積極的な提供}、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、広域スポーツセンターの整備、スポーツ指導者の育成等子どもの多様なスポーツニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図ること等により、地域の教育力を向上させ、活力ある地域づくりにもつなげることが必要である。

また、地域における子育てに関連した様々な活動に学校の教職員が自主的に参加するよう働きかけることも望ましい。

エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
街中の一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等が販売されていることに加え、テレビ、インターネット等のメディア上の性、暴力等の有害情報やインターネット上のいじめについては、子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業界に対する自主的措置を働きかける必要がある。

<p>また、携帯電話を通じて容易に接続できるインターネット上の有害情報やインターネット上のいじめから子どもを守るため、子どもの携帯電話やインターネットの利用の実態を把握するとともに、子どもが利用する携帯電話におけるフィルタリングの普及促進等の対策に努めることが必要である。</p> <p>さらに、各種メディアへの過度な依存による弊害について啓発するとともに、子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、地域、学校、家庭における情報モラル教育を推進することが必要である。</p> <p>(4) 子育てを支援する生活環境の整備</p> <p>ア 良質な住宅の確保</p> <p><u>住生活基本計画（平成十八年九月十九日閣議決定）に基づき、深刻な少子化の状況を踏まえ、子育て世帯を支援していく観点から、既存ストックを活用しつつ、市場では十分な量が確保されないファミリー向け賃貸住宅の供給を支援するなどの取組を推進することが必要である。</u></p> <p>また、子育て世帯の居住の安定の確保を図るため、小さな子どもがいる世帯に対する公共賃貸住宅における入居資格の緩和や優先入居の実施等に積極的に取り組むとともに、子育て世帯の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅に関する情報提供を進めることが望ましい。</p> <p>イ 良質な居住環境の確保</p> <p><u>住生活基本計画に基づき、子育て世帯が、地域において安全・</u></p>	<p><u>また、携帯電話を通じて容易に接続できるインターネット上の有害情報やインターネット上のいじめから子どもを守るため、子どもの携帯電話やインターネットの利用の実態を把握するとともに、子どもが利用する携帯電話におけるフィルタリングの普及促進等の対策に努めることが必要である。</u></p> <p>さらに、各種メディアへの過度な依存による弊害について啓発するとともに、子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、地域、学校、家庭における情報モラル教育を推進することが必要である。</p> <p>(4) 子育てを支援する生活環境の整備</p> <p>ア 良質な住宅の確保</p> <p><u>子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保することができるよう、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を支援するなどの取組を推進することが必要である。</u></p> <p>また、公共賃貸住宅においては、子育て期にある多子世帯等がゆとりある住宅に入居できるよう、優先入居の制度の活用を図ることが望ましい。</p> <p>さらに、市町村と連携しながら、持家又は借家を含め、広くゆとりある住宅の確保に資する情報提供等を進めることが望ましい。</p> <p>イ 良質な居住環境の確保</p> <p><u>公共賃貸住宅の整備や市街地再開発事業において、地域の実情</u></p>
---	--

等を踏まえつつ、保育所等の子育て支援施設を一体的に整備することが必要である。

また、特に大都市地域において、職住近接型の市街地住宅の供給と良好な住宅市街地の総合的な整備などにより、利便性の高い都心等での居住を希望する子育て世帯のニーズへの対応を図ることが望ましい。

さらに、室内空気環境の安全性を確保する観点から、シックハウス対策を推進することが必要である。

ウ 安全な道路交通環境の整備

子ども、子ども連れの親等が安全・安心に通行することができ、道路交通環境を整備するため、次の取組を行うことが必要である。

(ア) 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に基づき、幅の広い歩道、歩行者感応信号機等のバリアフリー対応型信号機の整備等を推進

(イ) 死傷事故発生割合が高い「あんしん歩行エリア」において、都道府県公安委員会による信号機、光ビーコン等、道路管理者による歩道、ハンブ、クラック等の整備を重点的に実施し、生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等を推進

(ウ) 自動車と歩行者の通行を時間的に分離する歩車分離式信号の運用等を推進

安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のユニバーサルデザイン化や子育て支援施設を併設した住宅の供給支援を行うことが必要である。

また、特に大都市地域において、職住近接型の市街地住宅の供給と良好な住宅市街地の総合的な整備などにより、利便性の高い都心等での居住を希望する子育て世帯のニーズへの対応を図ることが望ましい。

さらに、室内空気環境の安全性を確保する観点から、シックハウス対策を推進することが必要である。

ウ 安全な道路交通環境の整備

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）に基づき、駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路について、移動等の円滑化を推進するほか、生活道路において、都道府県公安委員会による信号機、光ビーコン等、道路管理者による歩道、ハンブ、クラック等の整備を重点的に実施し、生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等を推進すること等が必要である。

また、妊婦などに配慮した道路上の駐停車場所の確保等について検討する必要がある。

<p>エ 安心して外出できる環境の整備</p> <p>(ア) 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化</p> <p>妊産婦、乳幼児連れの者等すべての人が安心して外出できるよう、<u>道路、公園、公共交通機関、公的建築物の解消等のバリアフリー化を推進することが必要である。</u></p> <p>(イ) 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備</p> <p>公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビベッド、ベビーカーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備や商店街の空き店舗等を活用した託児施設等の場の整備を推進することが必要である。</p> <p>(ウ) 子育て世帯への情報提供</p> <p>各種のバリアフリー施設の整備状況等、子育て世帯へのバリアフリー情報の提供を推進することが望ましい。</p> <p>オ 安全・安心まちづくりの推進等</p> <p>子どもが犯罪等の被害に遭わないようまちづくりを進めるため、<u>道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯罪等の防止に配慮した環境設計を行うことが必要である。</u></p>	<p>エ 安心して外出できる環境の整備</p> <p>(ア) 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化</p> <p>妊産婦、乳幼児連れの者等すべての人が安心して外出できるよう、<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき基本構想等を踏まえ、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進することが必要である。あわせて、妊産婦等への理解を深める「心のバリアフリー」のための取組等を行うことにより、ハード・ソフトの両面から一体的なバリアフリー化を進めていくことが望ましい。</u></p> <p>(イ) 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備</p> <p>公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビベッド、ベビーカーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備や商店街の空き店舗等を活用した託児施設等の場の整備を推進することが必要である。</p> <p>(ウ) 子育て世帯への情報提供</p> <p>各種のバリアフリー施設の整備状況等、子育て世帯へのバリアフリー情報の提供を推進することが望ましい。</p> <p>オ 安全・安心まちづくりの推進等</p> <p>子どもが犯罪等の被害に遭わないようまちづくりを進めるため、<u>道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯罪等の防止に配慮した環境設計を行うことが必要である。</u></p>
--	---

(ア) 通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の防犯設備の整備の推進

(イ) 道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆便所並びに共同住宅の構造・設備の改善、防犯設備の整備の推進及びこれらの必要性に関する広報啓発活動の実施

また、侵入による犯罪の防止を図るため、関係機関・団体と連携して、防犯性能の高いドア、窓、シャッター等の建物部品や優良防犯機器の普及促進を図ることが必要である。

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

ア 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めることが必要である。また、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の働きやすい環境を阻害する職場における慣行その他の諸要因を解消することが必要である。このため、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等について、国、市町村、関係団体等と連携を図りながら、積極的に推進することが必要である。

また、侵入による犯罪の防止を図るため、関係機関・団体と連携して、防犯性能の高いドア、窓、シャッター等の建物部品や優良防犯機器の普及促進を図ることが必要である。

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進等

ア 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
仕事と生活の調和の実現については、憲章及び行動指針において、労使を始め国民が積極的に取り組むことや、国や地方公共団体が支援することなどにより、社会全体の運動として広げていくことが必要とされている。

このため、地域の実情に応じ、自らの創意工夫のもとに、次のような施策を進めることが望ましい。この際、市町村、地域の企業、労働者団体、次世代育成支援対策推進センター、都道府県労働局、子育て支援活動を行う民間団体等と相互に密接に連携、協力し合いながら、地域の実情に応じた取組を進めることが必要である。具体的には、都道府県労働局に設置されている「仕事と生活の調和推進会議」に積極的に参画する等により密接な連携を図ることが考えられる。

(ア) 仕事と生活の調和の実現に向けた労働者、事業主、地

<p><u>域住民の理解や合意形成を促進するための広報・啓発</u></p> <p>(イ) <u>次世代育成支援対策推進法等の関係法制度及び一般事業主行動計画に関する労働者、事業主、地域住民への広報・啓発</u></p> <p>(ウ) <u>仕事と生活の調和や次世代育成支援対策に取り組む企業や民間団体の好事例の情報の収集提供等</u></p> <p>(エ) <u>研修やコンサルタント・アドバイザーの派遣</u></p> <p>(オ) <u>認定マーク（くるみん）の周知、表彰制度等仕事と生活の調和を実現している企業を社会的に評価することを促進</u></p> <p>イ <u>仕事と子育ての両立のための基盤整備</u></p> <p><u>市町村と連携を図りつつ、広域的な観点から保育サービス</u> <u>の充実等多様な働き方に対応した子育て支援を展開する。</u></p>	<p>イ <u>仕事と子育ての両立の推進</u></p> <p><u>国、市町村、関係団体等と連携を図りながら、労働者、事業主、地域住民等を対象としたセミナー、会議の開催等により、仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関連法制度等の広報・啓発、情報提供等を積極的に推進することが必要である。</u></p> <p>(6) <u>子ども等の安全の確保</u></p> <p>ア <u>子どもの交通安全を確保するための活動の推進</u></p> <p><u>子どもを交通事故から守るため、市町村、保育所、学校、児童館、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要である。</u></p> <p>(ア) <u>交通安全教育の推進</u></p> <p><u>子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を交通安全教育指針に基づき段階的</u></p>
<p>(6) <u>子ども等の安全の確保</u></p> <p>ア <u>子どもの交通安全を確保するための活動の推進</u></p> <p><u>子どもを交通事故から守るため、市町村、保育所、学校、児童館、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要である。</u></p> <p>(ア) <u>交通安全教育の推進</u></p> <p><u>子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を交通安全教育指針に基づき段階的</u></p>	<p>(6) <u>子ども等の安全の確保</u></p> <p>ア <u>子どもの交通安全を確保するための活動の推進</u></p> <p><u>子どもを交通事故から守るため、市町村、保育所、学校、児童館、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要である。</u></p> <p>(ア) <u>交通安全教育の推進</u></p> <p><u>子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を交通安全教育指針に基づき段階的</u></p>

かつ体系的に行うことが必要である。

また、地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、交通安全教育に当たる職員の指導力の向上及び地域における民間の指導者の育成を図るとともに、地域における交通事故を様々な角度から総合的・科学的に調査・分析し、事故の発生要因等に応じた効果的な事故防止対策を策定することが必要である。

(イ) チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を積極的に展開するとともに、正しい使用を指導する指導員を養成することにより、幼児の保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図るほか、チャイルドシートの再利用活動を積極的に実施・拡充することにより、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めることが必要である。

かつ体系的に行うことが必要である。

また、地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、交通安全教育に当たる職員の指導力の向上及び地域における民間の指導者の育成を図るとともに、地域における交通事故を様々な角度から総合的・科学的に調査・分析し、事故の発生要因等に応じた効果的な事故防止対策を策定することが必要である。

(イ) チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を積極的に展開するとともに、正しい使用を指導する指導員を養成することにより、幼児の保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図るほか、チャイルドシートの貸出制度等を積極的に実施・拡充することにより、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めることが必要である。

(ウ) 自転車の安全利用の推進

児童・幼児の自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用を推進するとともに、現在、幼児２人同乗用自転車の開発に向けた取組が行われていることを踏まえ、少子化対策や子育て支援の観点から同自転車の普及が促進されるよう、貸出制度、助成制度等の導入や安全利用に係る情報提供等について検討する必要がある。

<p>イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進</p> <p>子どもを犯罪等の被害から守るため、次の施策を講ずることが必要である。</p> <p>(ア) 住民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供を推進</p> <p>(イ) 子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を実施</p> <p>(ウ) 学校付近や通学路等において PTA 等の学校関係者や防犯ボランティア、少年警察ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動を推進</p> <p>(エ) 子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講習の実施</p> <p>(オ) 子どもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所である「子ども一〇番の家」等の防犯ボランティア活動の支援</p> <p>被害に遭った子どもの保護の推進</p> <p>犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施することが必要である。</p> <p>(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進</p>	<p>イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進</p> <p>子どもを犯罪等の被害から守るため、次の施策を講ずることが必要である。</p> <p>(ア) 住民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供を推進</p> <p>(イ) 子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を実施</p> <p>(ウ) 学校付近や通学路等において PTA 等の学校関係者や防犯ボランティア、少年警察ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動等の安全対策を推進するとともに、<u>学校と警察の橋渡し役としてのスクールサポーター制度導入を促進</u></p> <p>(エ) 子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講習の実施</p> <p>(オ) 子どもが安全確保等のために活動する防犯ボランティア等への支援</p> <p>被害に遭った子どもの保護の推進</p> <p>犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施することが必要である。</p> <p>(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進</p>
---	---

<p>ア 児童虐待防止対策の充実</p> <p>虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講ずる必要がある。また、特に児童虐待による深刻な被害や死亡事例が生じることはあってはならないとの認識の下、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、相互に情報を共有することが必要である。</p> <p>(ア) 児童相談所の体制の強化</p> <p>児童虐待の防止は、その予防対策から虐待を受けた子どもの保護、そして、自立に至るまでの支援、更には親への指導等多様な機関が長期間にわたり支援していくことが必要である。このため、その中心である児童相談所が、一時保護所の機能も含め児童虐待に関するアセスメントを的確に実施する機能の充実に、重篤なケース等について支援の過程を管理することを含めて十分な関わりを持つようにより体制の強化を図ることが必要である。</p> <p>(イ) 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進</p> <p>児童相談所が児童虐待に十分に対応していくためには、児童相談所自体の体制を強化するのみならず、市町</p>	<p>ア 児童虐待防止対策の充実</p> <p>虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講ずるとともに、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関における関係機関の協力体制の構築が不可欠である。</p> <p>児童虐待の防止は、その予防対策から虐待を受けた子どもの保護、そして、自立に至るまでの支援、更には親への指導等多様な機関が長期間にわたり支援していくことが必要である。このため、その中心である児童相談所が、重篤なケース等について支援の過程を管理することを含めて十分な関わりを持つようにより、市町村における虐待防止ネットワークが有効に機能するための支援を行うなど、市町村との協力関係の確保に努めることが必要である。</p> <p>また、専門性の向上を図るための研修等について、関係機関及び市町村との連携の下に推進することが必要である。</p>
--	---

村や関係機関との適切な役割分担及び連携を推進していき
くことが重要である。このため、住民に身近な市町村の
体制を整備するため、子どもを守る地域ネットワーク（要
保護児童対策地域協議会）の設置促進や機能強化を図る
ための一環として、当該ネットワークの関係者に向けた
専門性向上のための研修を実施する等の市町村の支援措
置を講じるとともに、地域において専門的な知識及び技
術を必要とする相談支援等を行い、保護指導者の委託先
となる児童家庭支援センター等を積極的に活用していく
ことが必要である。

（ウ）児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

児童虐待による死亡事例等児童虐待を受けた児童がそ
の心身に著しく重大な被害を受けた事例が生じた場合、
当該事例について地域特性を踏まえた検証作業を行い、
その結果に基づき必要な措置を講じることにより、この
ような死亡事例等の再発を防止することが求められる。

イ 社会的養護体制の充実

社会的養護体制の質・量ともに充実を図るため、①現に児
童養護施設等へ入所している又は里親等に委託されている要
保護児童の人数、②児童相談所で受理した相談等のうち、現
に児童養護施設等へ入所等をしていないが、入所等を必要と
する可能性のある児童の人数、③一時保護所で長期に保護さ
れている児童の人数、④児童相談所における相談対応件数の

推移、⑤要保護児童の保護等に関し、積極的に取り組んでい
ると考えられる他の都道府県の状態その他社会的養護を必要
とする児童の人数の伸び等を把握するために適当と考えられ
る指標を勘案して、平成二十九年度までの必要量を見込んだ
上で、後期行動計画期間の必要量を定める必要がある。

なお、一時保護所については、一時保護委託も含めて、社
会的養護体制の整備量に見合う定員及び個別対応できる居室
の確保等すべての児童が安心して生活できることのできる環
境整備等を勘案して計画を作成する必要がある。

社会的養護体制の整備に当たっては、上記の必要量を見込
むほか、以下の項目に記載するように、家庭的養護の一層の
推進を図るとともに、権利擁護の強化や人材育成等も含め、
ケアの質の確保を図るための体制確保について併せて進める
必要がある。

(ア) 家庭的養護の推進

里親制度を充実し、里親委託を推進するため、新規里
親の開拓、子どもを受託している里親に対する支援の充
実を図ることが必要である。また、里親委託率について
は、地域の実情に応じ、現在の委託率より一定以上委託
率が上がるよう、目標を設定する。

この際、児童相談所における支援の強化のみならず、
里親支援機関等の地域資源の活用を図りつつ、進めるこ
とが必要である。

さらに、小規模住居型児童養育事業について、地域における普及の状況を踏まえつつ、家庭的養護の一形態として促進を図る必要がある。

(イ) 施設機能の見直し

心理的ケアや治療を必要とする子どもに対する専門的なケアや自立支援に向けた取組、継続的・安定的な環境での支援の確保、ケア単位の小規模化とそこにおける家庭的な養護、子どものプライバシーに配慮した生活環境の整備を推進する必要がある。

(ウ) 家庭支援機能等の強化

家庭支援機能の強化を図るためには、アで示したように、児童相談所の体制強化を進めるとともに、市町村や児童家庭支援センター等の関係機関との役割分担及び連携を推進する必要がある。この際、特に、児童家庭支援センターについては、児童相談所と連携し、その委託を受けて保護者指導を行うことや、市町村等関係機関に専門的・技術的助言を行うこと等の積極的な役割を担うことが期待されることから、その活用を図ることが求められる。

また、母子生活支援施設については、その特性を活かし、福祉事務所、児童相談所、婦人相談所等と連携し、母親と子どもの関係性に着目した支援を推進することが求められる。

(エ) 自立支援策の強化

施設を退所した者等に対し、自立を促す自立援助ホームの設置を推進する。この際、自立援助ホームについては、施設を退所する者等の数や地域の実情等を勘案し、当該地域における必要量を見込む必要がある。

また、これらの者が気軽に相談できる拠点を用意するなど社会的養護の下で育った子ども等が地域生活を送るために必要な支援体制の整備を推進する必要がある。

(オ) 人材確保のための仕組みの強化

社会的養護の質を確保するため、その担い手となる職員及びその専門性を確保するための研修体制の整備を進める必要がある。

この際、見込んだ必要量に見合った必要な人材育成を進めることができるよう体制を整備する必要がある。

(カ) 子どもの権利擁護の強化

子どもの権利擁護の強化を図るため、被措置児童等虐待に対する措置のほか、ケアの質の向上のための取組を進める必要がある。

このため、被措置児童等虐待に関する通告や子どもからの届出の受付、通告等があった場合の対応、被措置児童等虐待が起こった場合の適切な措置等に関し、ガイドラインを定め、都道府県においてあらかじめ対応について意識を共有するとともに、適切な対応を取ることができ体制を整備することが必要である。運用に当たっては、必要に応

<p>してガイドラインの見直しや体制の見直しを適宜進める必要がある。</p> <p>さらに、都道府県児童福祉審議会などの体制についても、実情に応じた適切な運用が図られるよう、体制を整える必要がある。</p> <p>また、施設におけるケアの質の向上を進めるため、ケアの質に関しても監査できる体制を整備するとともに、施設における第三者評価の受審を推進することが必要である。</p> <p>ウ 母子家庭等の自立支援の推進</p> <p>母子及び寡婦福祉法等の規定を踏まえ、母子家庭及び寡婦自立促進計画の策定等により、母子家庭等就業・自立支援事業や母子家庭自立支援給付金事業等の母子家庭等施策を総合的・計画的に進めるとともに、市町村が実施する就業支援や生活支援が円滑に進むよう、市町村における母子家庭及び寡婦自立促進計画の策定状況や各種施策の取組状況等についての情報提供を行うなど、広域的な観点から市町村に対する支援を行うことが必要である。また、就業支援の実施にあたっては、公共職業安定所等と十分に連携し、効果的な実施に努めることが必要である。</p> <p>さらに、母子家庭の母の就業を促進するため、民間事業者に対する協力の要請や母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮等、必要な施策を講ずるよう努めることも重要である。</p> <p>エ 障害児施策の充実</p>	<p>ウ 母子家庭等の自立支援の推進</p> <p>母子及び寡婦福祉法や母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえ、母子家庭及び寡婦自立促進計画の策定等により、母子家庭等就業・自立支援センター事業等の母子家庭等施策を総合的・計画的に進めるとともに、市町村が実施する就業支援や生活支援が円滑に進むよう、市町村における母子家庭及び寡婦自立促進計画の策定状況や各種施策の取組状況等についての情報提供を行うなど、広域的な観点から市町村に対する支援を行うことが必要である。</p> <p>また、母子家庭の母の就業を促進するため、民間事業者に対する協力の要請や母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮等、必要な施策を講ずるよう努めることも重要である。</p> <p>ウ 障害児施策の充実</p>
--	---

市町村における保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、専門的・広域的な観点からの支援を行うとともに、育成医療の給付、障害に応じた専門医療機関の確保等を通じ、適切な医療を提供することが必要であるほか、教育支援体制の整備を図る等の総合的な取組を進めることが必要である。

また、盲学校、聾学校及び養護学校については、特殊教育教諭免許状保有率の向上を図る等専門性の向上に努めるとともに、在籍する児童生徒等への教育や指導に加えて、小学校、中学校等の教員の資質向上策への支援・協力、地域の保護者等への相談支援や小学校、中学校等における障害のある児童生徒等への教育的支援を行うことが必要である。

市町村における保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、専門的・広域的な観点からの支援を行うとともに、自立支援医療（育成医療）の給付、障害に応じた専門医療機関の確保等を通じ、適切な医療を提供することが必要であるほか、教育支援体制の整備を図る等の総合的な取組を進めることが必要である。

発達障害については、社会的な理解が十分でないことから適切な情報の周知も必要である。発達障害者支援センターについては、関係機関や保護者に対する専門的情報の提供や支援手法の普及が必要になっていることから、職員の専門性を十分確保するとともに、専門的情報や支援手法の提供を推進することが必要である。

また、特別支援学校については、特別支援教育教諭免許状保有率の向上を図る等専門性の向上に努めるとともに、在籍する児童生徒等への教育や指導に加えて、小学校、中学校等の教員の資質向上策への支援・協力、地域の保護者等への相談支援や小学校、中学校等における障害のある児童生徒等への教育的支援を行うことが必要である。

行動計画策定指針改正案（新旧対照表）

現行	改正案
<p>五 一般事業主行動計画の策定に関する基本的な事項</p> <p>1 一般事業主行動計画の策定に当たっての基本的な視点</p> <p>(1) 労働者の仕事と子育ての両立の推進という視点</p> <p>子育てをすすめる労働者が子育てに伴う喜びを実感しつつ、仕事と子育ての両立を図ることができるようになるという観点から、労働者のニーズを踏まえた次世代育成支援対策を実施することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要である。</p> <p>(2) 企業全体で取り組むという視点</p> <p>企業による次世代育成支援対策は、業務内容や業務体制の見直し等をも必要とするものであることから、企業全体での理解の下に取組を進めることが必要である。このため、経営者自らが、企業全体で次世代育成支援対策を積極的に実施するという基本的な考え方を明確にし、主導的に取り組んでいくことが必要である。</p>	<p>六 一般事業主行動計画の策定に関する基本的な事項</p> <p>1 一般事業主行動計画の策定に当たっての基本的な視点</p> <p>(1) 労働者の仕事と生活の調和の推進という視点</p> <p><u>憲章においては、企業とそこで働く者は協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ、働き方の改革に自主的に取り組むこととされている。また、行動指針においては、社会全体の目標として、週労働時間六十時間以上の雇用の割合、年次有給休暇取得率、男女の育児休業取得率及び第一子出産前後の女性の継続就業率等の数値目標が掲げられており、こうした目標を踏まえた取組が求められている。</u></p> <p>(2) 労働者の仕事と子育ての両立の推進という視点</p> <p>子育てをすすめる労働者が子育てに伴う喜びを実感しつつ、仕事と子育ての両立を図ることができるようになるという観点から、労働者のニーズを踏まえた次世代育成支援対策を実施することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要である。</p> <p>(3) 企業全体で取り組むという視点</p> <p>企業による次世代育成支援対策は、業務内容や業務体制の見直し等をも必要とするものであることから、企業全体での理解の下に取組を進めることが必要である。このため、経営者自らが、企業全体で次世代育成支援対策を積極的に実施するという基本的な考え方を明確にし、主導的に取り組んでいくことが必要である。</p>

<p>更に、企業によっては全国に事業所が存在し、事業所における職種の違いや、その地域の実情により、仕事と子育ての両立支援策への具体的なニーズは様々であることが想定されることから、一般事業主行動計画を企業全体として策定した上で、必要に応じて事業所ごとの実情に応じた効果的な取組を自主的に進めることが期待される。</p> <p>(3) 企業の実情を踏まえた取組の推進という視点</p> <p>子育てを行う労働者の多少、企業の業種又は構成割合の高い労働者の職種、雇用形態等の違い等により、仕事と子育ての両立支援策への具体的なニーズは企業によって様々であることが想定されることから、関係法令を遵守した上で、企業がその実情を踏まえ、効果的な取組を自主的に決定し進めていくことにより、社会全体の取組を進めることが必要である。</p> <p>(4) 取組の効果という視点</p> <p>次世代育成支援対策を推進することは、将来的な労働力の再生産に寄与し、我が国の経済社会の持続的な発展や企業の競争力の向上に資するものであることを踏まえつつ、また、個々の企業にとっても、当該企業のイメージ・アップや優秀な人材の確保、定着等の具体的なメリットが期待できることを理解し、主体的に取り組むことが必要である。</p> <p>(5) 社会全体による支援の視点</p> <p>次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公</p>	<p>更に、企業によっては全国に事業所が存在し、事業所における職種の違いや、その地域の実情により、仕事と子育ての両立支援策への具体的なニーズは様々であることが想定されることから、一般事業主行動計画を企業全体として策定した上で、必要に応じて事業所ごとの実情に応じた効果的な取組を自主的に進めることが期待される。</p> <p>(4) 企業の実情を踏まえた取組の推進という視点</p> <p>子育てを行う労働者の多少、企業の業種又は構成割合の高い労働者の職種、雇用形態等の違い等により、仕事と子育ての両立支援策への具体的なニーズは企業によって様々であることが想定されることから、関係法令を遵守した上で、企業がその実情を踏まえ、効果的な取組を自主的に決定し進めていくことにより、社会全体の取組を進めることが必要である。</p> <p>(5) 取組の効果という視点</p> <p>次世代育成支援対策を推進することは、将来的な労働力の再生産に寄与し、我が国の経済社会の持続的な発展や企業の競争力の向上に資するものであることを踏まえつつ、また、個々の企業にとっても、当該企業のイメージ・アップや優秀な人材の確保、定着等の具体的なメリットが期待できることを理解し、主体的に取り組むことが必要である。</p> <p>(6) 社会全体による支援の視点</p> <p>次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公</p>
---	---

<p>共同体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくという視点が必要である。</p> <p>(6) 地域における子育ての支援の視点</p> <p>各企業に雇用される労働者は、同時に地域社会の構成員であり、その地域における子育て支援の取組に積極的に参加することが期待されていることや、地域において、子育てしやすい環境づくりを進める中で各企業にも期待されている役割を踏まえたと取組を推進することが必要である。</p> <p>2 一般事業主行動計画の計画期間</p> <p>一般事業主行動計画は、経済社会環境の変化や労働者のニーズ等を踏まえて策定される必要があり、計画期間内において、一定の目標が達成されることが望ましい。したがって、計画期間については、各企業の実情に応じて、次世代育成支援対策を効果的かつ適切に実施することができるとする期間とすることが必要であり、平成十七年度から平成二十六年度の十年間をおおむね二年間から五年間までの範囲に区切り、計画を策定することが望ましい。</p> <p>3 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標</p> <p>一般事業主行動計画においては、各企業の実情を踏まえつつ、より一層労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備その他の次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標を定める必要がある。</p> <p>目標については、育児休業の男女別取得率等の制度の利用状況に関</p>	<p>共同体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくという視点が必要である。</p> <p>(7) 地域における子育ての支援の視点</p> <p>各企業に雇用される労働者は、同時に地域社会の構成員であり、その地域における子育て支援の取組に積極的に参加することが期待されていることや、地域において、子育てしやすい環境づくりを進める中で各企業にも期待されている役割を踏まえたと取組を推進することが必要である。</p> <p>2 一般事業主行動計画の計画期間</p> <p>一般事業主行動計画は、経済社会環境の変化や労働者のニーズ等を踏まえて策定される必要があり、計画期間内において、一定の目標が達成されることが望ましい。したがって、計画期間については、各企業の実情に応じて、次世代育成支援対策を効果的かつ適切に実施することができるとする期間とすることが必要であり、平成十七年度から平成二十六年度の十年間をおおむね二年間から五年間までの範囲に区切り、計画を策定することが望ましい。</p> <p>3 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標</p> <p>一般事業主行動計画においては、各企業の実情を踏まえつつ、より一層労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備その他の次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標を定める必要がある。</p> <p>目標については、育児休業の男女別取得率等の制度の利用状況に関</p>
---	---

<p>するもの、仕事と子育ての両立が図られるようにするための制度の導入に関するもの等の幅広い分野から企業の実情に応じた目標を設定すべきものであるが、可能な限り定量的な目標とする等、その達成状況を客観的に判断できるものとすることが望ましい。</p> <p>また、各企業における労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするための雇用環境の整備に関する取組の状況や課題を把握し、各企業の実情に応じ、必要な対策を実施していくことが重要であるが、この際、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が定めた「両立指標に関する指針」を活用することも効果的であるとともに、「両立指標に関する指針」による評価の結果を目標として定めることも考えられる。</p> <p>4 その他基本的事項</p> <p>(1) 推進体制の整備</p> <p>一般事業主行動計画の策定やこれに基づく措置の実施を効果あるものとするため、まず、管理職や人事労務管理担当者に対し、その趣旨を徹底することが必要であるとともに、子育てを行う労働者を含めたすべての関係労働者の理解を得ながら取り組んでいくことが重要である。このため、各企業における次世代育成支援対策の推進体制の整備を図ることが必要であり、その方策として次のような措置を講ずることが望ましい。</p> <p>(ア) 次世代育成支援対策を効果的に推進するため、人事労務担当者、労働者の代表等を構成員とした一般事業主行動計画の策定やこれに基づく措置の実施のための社内委員会の設置</p>	<p>するもの、仕事と子育ての両立が図られるようにするための制度の導入に関するもの等の幅広い分野から企業の実情に応じた目標を設定すべきものであるが、可能な限り定量的な目標とする等、その達成状況を客観的に判断できるものとすることが望ましい。</p> <p>また、各企業における労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするための雇用環境の整備に関する取組の状況や課題を把握し、各企業の実情に応じ、必要な対策を実施していくことが重要であるが、この際、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が定めた「両立指標に関する指針」を活用することも効果的であるとともに、「両立指標に関する指針」による評価の結果を目標として定めることも考えられる。</p> <p>4 その他基本的事項</p> <p>(1) 推進体制の整備</p> <p>一般事業主行動計画の策定やこれに基づく措置の実施を効果あるものとするため、まず、管理職や人事労務管理担当者に対し、その趣旨を徹底することが必要であるとともに、子育てを行う労働者を含めたすべての関係労働者の理解を得ながら取り組んでいくことが重要である。このため、各企業における次世代育成支援対策の推進体制の整備を図ることが必要であり、その方策として次のような措置を講ずることが望ましい。</p> <p>(ア) 次世代育成支援対策を効果的に推進するため、人事労務担当者、労働者の代表等を構成員とした一般事業主行動計画の策定やこれに基づく措置の実施のための社内委員会の設置</p>
--	--

<p>等</p> <p>(イ) 次世代育成支援対策に関する管理職や労働者に対する研修・講習、情報提供等の実施</p> <p>(ウ) 仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供を行う窓口の設置及び当該相談・情報提供等を適切に実施するための担当者の配置</p> <p>また、各企業が一般事業主行動計画を策定する際に、同一業種の企業及び事業主の団体等と連携することにより、より効果的な取組を進めることも考えられる。</p> <p>(2) 労働者の意見の反映のための措置</p> <p>仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備に対する労働者のニーズは様々であり、必要な雇用環境の整備を効果的に実施するためには、こうした労働者のニーズも踏まえることが重要である。このため、労働者や労働組合等に対するアンケート調査や意見聴取等の方法により、次世代育成支援対策に関する労働者の意見の反映について、企業の実情に応じて工夫することが必要である。</p> <p>(3) 計画の公表及び周知</p> <p>一般事業主行動計画の策定義務のある事業主は計画の公表及び労働者への周知が義務とされ、一般事業主行動計画の策定が努力義務とされている事業主は、計画の公表及び労働者への周知が努力義務とされたところである。</p> <p>一般事業主行動計画の公表により、事業主が、他の企業にお</p>	<p>等</p> <p>(イ) 次世代育成支援対策に関する管理職や労働者に対する研修・講習、情報提供等の実施</p> <p>(ウ) 仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供を行う窓口の設置及び当該相談・情報提供等を適切に実施するための担当者の配置</p> <p>(2) 労働者の意見の反映のための措置</p> <p>仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備に対する労働者のニーズは様々であり、必要な雇用環境の整備を効果的に実施するためには、こうした労働者のニーズも踏まえることが重要である。このため、労働者や労働組合等に対するアンケート調査や意見聴取等の方法により、次世代育成支援対策に関する労働者の意見の反映について、企業の実情に応じて工夫することが必要である。</p> <p>(3) 計画の周知</p> <p>策定した一般事業主行動計画に定めた目標の達成に向けて、企業全体で取り組むため、計画を企業内に周知し、企業全体で取組を推進することが重要である。</p>
--	--

ける取組事例を知ることができること、国民が事業主の次世代育成支援の取組について知ることができるようになり、また、就労希望者の企業選択に資すること、都道府県及び市町村が地域における次世代育成支援の取組を進める際に、地域の事業主の取組を知ることができ、円滑な連携を図ることが可能となることなどの効果が期待される。

このため、策定した一般事業主行動計画については、「両立支援のひろば」や自社のホームページなど適切な方法で公表するとともに、自社の様々な両立支援の取組やその実施状況をあわせて公表する等その公表方法を工夫することが期待される。

また、策定した一般事業主行動計画に定めた目標の達成に向けて、企業全体で取り組むため、計画を企業内に周知し、企業全体で取組を推進することが重要である。

このため、策定した一般事業主行動計画については、全ての労働者が知りうるように書面の交付や電子メールによる送付など適切な方法で周知するとともに、啓発資料の作成・配布、研修・講習の実施等をあわせて行うことが期待される。特に、次世代育成支援対策を企業全体で推進するという意識を浸透させるため、経営者の主導の下、管理職や人事労務管理担当者に対する周知を徹底することが期待される。

なお、一般事業主行動計画に基づき次世代育成支援対策を実施する場合、労働者の労働時間その他の労働条件の変更を伴うなど一定の場合には、就業規則、労働協約等に明記することが必要で

このため、策定した一般事業主行動計画については、啓発資料の作成・配布、研修・講習の実施等により、労働者に対して周知を行うことが期待される。特に、次世代育成支援対策を企業全体で推進するという意識を浸透させるため、経営者の主導の下、管理職や人事労務管理担当者に対する周知を徹底することが期待される。

なお、一般事業主行動計画に基づき次世代育成支援対策を実施する場合、労働者の労働時間その他の労働条件の変更を伴うなど一定の場合には、就業規則、労働協約等に明記することが必要で

<p>ある。</p> <p>(4) 計画の実施状況の点検</p> <p>一般事業主行動計画の推進に当たっては、計画の実施状況を把握・点検し、その結果を踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させることが期待される。</p> <p>(5) 基準に適合する一般事業主の認定</p> <p>法第十三条の基準に適合する一般事業主の認定及び法第十四条第一項の表示の制度を活用することにより、子育てしながら働きやすい雇用環境の整備に取り組んでいることを外部に広く周知することが容易となり、その結果、企業イメージの向上及び優秀な人材の確保、定着等を通じ、企業経営にメリットを生じさせることが期待できる。したがって、一般事業主行動計画を実施し、当該計画に定めた目標を達成した場合等に、認定を申請することを念頭に置きつつ、計画の策定やこれに基づく措置の実施を行うことが望ましい。また、当該認定を受けることを希望する場合には、法第十三条の厚生労働省令で定める基準を踏まえた一般事業主行動計画を策定することが必要である。</p> <p>また、認定を取得した企業においては、他の企業の取組を促す観点からも、<u>法第十四条第一項の認定を受けた旨の表示を積極的に活用することが期待される。</u></p>	<p>ある。</p> <p>(4) 計画の実施状況の点検</p> <p>一般事業主行動計画の推進に当たっては、計画の実施状況を把握・点検し、その結果を踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させることが期待される。</p> <p>(5) 基準に適合する一般事業主の認定</p> <p>法第十三条の基準に適合する一般事業主の認定及び法第十四条第一項の表示の制度を活用することにより、子育てしながら働きやすい雇用環境の整備に取り組んでいることを外部に広く周知することが容易となり、その結果、企業イメージの向上及び優秀な人材の確保、定着等を通じ、企業経営にメリットを生じさせることが期待できる。したがって、一般事業主行動計画を実施し、当該計画に定めた目標を達成した場合等に、認定を申請することを念頭に置きつつ、計画の策定やこれに基づく措置の実施を行うことが望ましい。また、当該認定を受けることを希望する場合には、法第十三条の厚生労働省令で定める基準を踏まえた一般事業主行動計画を策定することが必要である。</p> <p>また、認定を取得した企業においては、他の企業の取組を促す観点からも、<u>法第十四条第一項の認定を受けた旨の表示を積極的に活用することが期待される。</u></p>
<p>ある。</p> <p>(4) 計画の実施状況の点検</p> <p>一般事業主行動計画の推進に当たっては、計画の実施状況を把握・点検し、その結果を踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させることが期待される。</p> <p>(5) 基準に適合する一般事業主の認定</p> <p>法第十三条の基準に適合する一般事業主の認定及び法第十四条第一項の表示の制度を活用することにより、子育てしながら働きやすい雇用環境の整備に取り組んでいることを外部に広く周知することが容易となり、その結果、企業イメージの向上及び優秀な人材の確保、定着等を通じ、企業経営にメリットを生じさせることが期待できる。したがって、一般事業主行動計画を実施し、当該計画に定めた目標を達成した場合等に、認定を申請することを念頭に置きつつ、計画の策定やこれに基づく措置の実施を行うことが望ましい。また、当該認定を受けることを希望する場合には、法第十三条の厚生労働省令で定める基準を踏まえた一般事業主行動計画を策定することが必要である。</p>	<p>ある。</p> <p>(4) 計画の実施状況の点検</p> <p>一般事業主行動計画の推進に当たっては、計画の実施状況を把握・点検し、その結果を踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させることが期待される。</p> <p>(5) 基準に適合する一般事業主の認定</p> <p>法第十三条の基準に適合する一般事業主の認定及び法第十四条第一項の表示の制度を活用することにより、子育てしながら働きやすい雇用環境の整備に取り組んでいることを外部に広く周知することが容易となり、その結果、企業イメージの向上及び優秀な人材の確保、定着等を通じ、企業経営にメリットを生じさせることが期待できる。したがって、一般事業主行動計画を実施し、当該計画に定めた目標を達成した場合等に、認定を申請することを念頭に置きつつ、計画の策定やこれに基づく措置の実施を行うことが望ましい。また、当該認定を受けることを希望する場合には、法第十三条の厚生労働省令で定める基準を踏まえた一般事業主行動計画を策定することが必要である。</p>

<p>施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期を記載した一般事業主行動計画を策定する。</p> <p>計画の策定に当たっては、次世代育成支援対策として重要なものと考えられる次のような事項を踏まえ、各企業の実情に応じて、必要な事項をその内容に盛り込むことが望ましい。</p> <p>1 雇用環境の整備に関する事項</p> <p>(1) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備</p> <p>ア 妊娠中及び出産後における配慮</p> <p>母性保護及び母性健康管理を適切かつ有効に実施するため、妊娠中及び出産後の労働者に対して、制度を積極的に周知するとともに、情報の提供、相談体制の整備等を実施する。</p>	<p>施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期を記載した一般事業主行動計画を策定する。</p> <p>計画の策定に当たっては、次世代育成支援対策として重要なものと考えられる次のような事項を踏まえ、各企業の実情に応じて、必要な事項をその内容に盛り込むことが望ましい。</p> <p>1 雇用環境の整備に関する事項</p> <p>(1) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備</p> <p>ア 妊娠中及び出産後における配慮</p> <p>母性保護及び母性健康管理を適切かつ有効に実施するため、妊娠中及び出産後の労働者に対して、制度を積極的に周知するとともに、情報の提供、相談体制の整備等を実施する。</p>
<p>イ 産前産後休業後における原職又は原職相当職への復帰</p> <p>産前産後休業の取得をした労働者について、<u>当該休業後に原職又は原職相当職に復帰させるため、業務内容や業務体制の見直し等を実施する。</u></p> <p>ウ 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進</p> <p>子育ての始まりの時期に親子の時間を大切にし、子どもを持つことに対する喜びを実感するとともに出産後の配偶者を支援するため、子どもが生まれて父親となる労働者について、例えば五日間程度の休暇を取得しやすい環境を整備する。具体的には、子どもが生まれる際に取得することができ、<u>る休暇制度の創設や、子どもが生まれる際の年次有給休暇</u></p>	<p>イ 産前産後休業後における原職又は原職相当職への復帰</p> <p>産前産後休業の取得をした労働者について、<u>当該休業後に原職又は原職相当職に復帰させるため、業務内容や業務体制の見直し等を実施する。</u></p> <p>ウ 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進</p> <p>子育ての始まりの時期に親子の時間を大切にし、子どもを持つことに対する喜びを実感するとともに出産後の配偶者を支援するため、子どもが生まれて父親となる労働者について、例えば五日間程度の休暇を取得しやすい環境を整備する。具体的には、子どもが生まれる際に取得することができ、<u>る休暇制度の創設や、子どもが生まれる際の年次有給休暇</u></p>

<p>は育児休業の取得促進を図る。</p> <p>エ より利用しやすい育児休業制度の実施 より利用しやすい育児休業制度とするため、その雇用する労働者のニーズに配慮して、その期間、回数等について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。）に規定する育児休業制度を上回る措置を実施する。</p> <p>エ 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備 育児休業を取得しやすく、また、育児休業後の就業が円滑に行われるような環境を整備し、育児休業の取得を希望する労働者について、その円滑な取得を促進するため、例えば、次に掲げる措置を実施する。</p> <p>(ア) 育児休業に関する定めの周知等 男性も育児休業を取得できることや、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後における賃金、配置その他の労働条件に関する事項について、労働者に周知する。</p> <p>(イ) 育児休業期間中の代替要員の確保等 育児休業を取得する期間について当該労働者の業務を円滑に処理することができるよう、当該育児休業期間について当該業務を処理するための労働者の確保、</p>	<p>配偶者の産後八週間以内の期間における育児休業の取得促進を図る。</p> <p>ウ より利用しやすい育児休業制度の実施 より利用しやすい育児休業制度とするため、その雇用する労働者のニーズに配慮して、その期間、回数等について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。）に規定する育児休業制度を上回る措置を実施する。</p> <p>エ 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備 育児休業を取得しやすく、また、育児休業後の就業が円滑に行われるような環境を整備し、育児休業の取得を希望する労働者について、その円滑な取得を促進するため、例えば、次に掲げる措置を実施する。</p> <p>(ア) 育児休業に関する定めの周知等 男性も育児休業を取得できることや、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後における賃金、配置その他の労働条件に関する事項について、労働者に周知する。</p> <p>(イ) 育児休業期間中の代替要員の確保等 育児休業を取得する期間について当該労働者の業務を円滑に処理することができるよう、当該育児休業期間について当該業務を処理するための労働者の確保、</p>
---	--

<p>業務内容や業務体制の見直し等を実施する。</p> <p>(ウ) 育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上等</p> <p>育児休業をしている労働者の希望に応じて、当該労働者の職業能力の開発及び向上等のための情報の提供、円滑な職場復帰のための講習、育児等に関する相談その他の援助を実施する。</p> <p>(エ) 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰</p> <p>育児休業をした労働者について、当該育児休業後に原職又は原職相当職に復帰させるため、業務内容や業務体制の見直し等を実施する。</p> <p>カ 短時間勤務制度等の実施</p> <p>働き続けながら子育てを行う労働者が子育てのための時間を確保できるようにするため、<u>小学校就学の始期に達するまでの子どもを育てる労働者のうち希望する者が利用できる制度として、次に掲げる措置のうち適切なものを実施する。</u></p> <p>(ア) 短時間勤務制度の実施</p> <p>(イ) フレックスタイム制の実施</p> <p>(ウ) 始業又は終業の時刻の繰上げ又は繰下げの制度の実施</p>	<p>業務内容や業務体制の見直し等を実施する。</p> <p>(ウ) 育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上等</p> <p>育児休業をしている労働者の希望に応じて、当該労働者の職業能力の開発及び向上等のための情報の提供、円滑な職場復帰のための講習、育児等に関する相談その他の援助を実施する。</p> <p>(エ) 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰</p> <p>育児休業をした労働者について、当該育児休業後に原職又は原職相当職に復帰させるため、業務内容や業務体制の見直し等を実施する。</p> <p>才 短時間勤務制度等の実施</p> <p>働き続けながら子育てを行う労働者が子育てのための時間を確保できるようにするため、子どもを育てる労働者のうち希望する者が利用できる制度として、次に掲げる措置のうち適切なものを実施する。<u>なお、子育てのための時間確保の観点からは、特に短時間勤務制度や所定外労働時間を超えて労働させない制度を実施することが期待される。</u></p> <p>(ア) 短時間勤務制度の実施</p> <p>(イ) フレックスタイム制の実施</p> <p>(ウ) 始業又は終業の時刻の繰上げ又は繰下げの制度の実施</p>
--	---

<p>(工) 所定労働時間を超えて労働させない制度の実施</p> <p>事業所内託児施設の設定及び運営</p> <p>小学校就学の始期に達するまでの子どもを育てる労働者が利用できる事業所内託児施設の設定及び運営について、他の企業と共同で設置を行い、実施する。</p> <p>子育てサービスの費用の援助の措置の実施</p> <p>労働者からの委任を受けてベビーシッターを手配し、当該ベビーシッターに係る費用を負担するなど、<u>小学校就学の始期に達するまでの子どもを育てる労働者が子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の援助を行う。</u></p> <p>子どもの看護のための休暇の措置の実施</p> <p>子の看護休暇について、一時間を単位とする取得を可能とする等の弾力的な利用が可能となるような制度等より利用しやすい制度を導入する。</p> <p>勤務地、担当業務等の限定制度の実施</p> <p>希望する労働者に対して、子育てをしやすいことを目的として、勤務地、担当業務、労働時間等を限定する制度を講ずる。</p> <p>その他子育てを行う労働者に配慮した措置の実施</p> <p>アからコまでに掲げるもののほか、子育てを行う労働者の社宅への入居に関する配慮、子育てのために必要な費用の貸付けの実施、子どもの検診や予防接種のための休限制</p>	<p>(工) 所定労働時間を超えて労働させない制度の実施</p> <p>事業所内託児施設の設定及び運営</p> <p>子どもを育てる労働者が利用できる事業所内託児施設の内託児施設の設定及び運営について、他の企業と共同で設置することも含め、実施する。</p> <p>子育てサービスの費用の援助の措置の実施</p> <p>労働者からの委任を受けてベビーシッターを手配し、当該ベビーシッターに係る費用を負担するなど、子どもを育てる労働者が子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の援助を行う。</p> <p>子どもの看護のための休暇の措置の実施</p> <p>子の看護休暇について、一時間を単位とする取得を可能とする等の弾力的な利用が可能となるような制度等より利用しやすい制度を導入する。</p> <p>勤務地、担当業務等の限定制度の実施</p> <p>希望する労働者に対して、子育てをしやすいことを目的として、勤務地、担当業務、労働時間等を限定する制度を講ずる。</p> <p>その他子育てを行う労働者に配慮した措置の実施</p> <p>アからコまでに掲げるもののほか、子育てを行う労働者の社宅への入居に関する配慮、子育てのために必要な費用の貸付けの実施、子どもの検診や予防接種のための休限制</p>
<p>カ 事業所内託児施設の設定及び運営</p> <p>子どもを育てる労働者が利用できる事業所内託児施設の設定及び運営について、他の企業と共同で設置することも含め、実施する。</p> <p>子育てサービスの費用の援助の措置の実施</p> <p>労働者からの委任を受けてベビーシッターを手配し、当該ベビーシッターに係る費用を負担するなど、子どもを育てる労働者が子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の援助を行う。</p> <p>子どもの看護のための休暇の措置の実施</p> <p>子の看護休暇について、一時間を単位とする取得を可能とする等の弾力的な利用が可能となるような制度等より利用しやすい制度を導入する。</p> <p>勤務地、担当業務等の限定制度の実施</p> <p>希望する労働者に対して、子育てをしやすいことを目的として、勤務地、担当業務、労働時間等を限定する制度を講ずる。</p> <p>その他子育てを行う労働者に配慮した措置の実施</p> <p>アからコまでに掲げるもののほか、子育てを行う労働者の社宅への入居に関する配慮、子育てのために必要な費用の貸付けの実施、子どもの検診や予防接種のための休限制</p>	<p>キ 事業所内託児施設の設定及び運営</p> <p>子どもを育てる労働者が利用できる事業所内託児施設の内託児施設の設定及び運営について、他の企業と共同で設置することも含め、実施する。</p> <p>子育てサービスの費用の援助の措置の実施</p> <p>労働者からの委任を受けてベビーシッターを手配し、当該ベビーシッターに係る費用を負担するなど、子どもを育てる労働者が子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の援助を行う。</p> <p>子どもの看護のための休暇の措置の実施</p> <p>子の看護休暇について、一時間を単位とする取得を可能とする等の弾力的な利用が可能となるような制度等より利用しやすい制度を導入する。</p> <p>勤務地、担当業務等の限定制度の実施</p> <p>希望する労働者に対して、子育てをしやすいことを目的として、勤務地、担当業務、労働時間等を限定する制度を講ずる。</p> <p>その他子育てを行う労働者に配慮した措置の実施</p> <p>アからコまでに掲げるもののほか、子育てを行う労働者の社宅への入居に関する配慮、子育てのために必要な費用の貸付けの実施、子どもの検診や予防接種のための休限制</p>